

人	口 (57. 1. 1 現在)
男	15, 295人
女	16, 116人
計	31, 411人
世帯数	7, 763

市議会十二月定例会 勝山市国土利用計画など二十九件可決

勝山市議会十二月定例会は、十一月十一日から会期八日間で開催され、勝山市国土利用計画を定めることについてなど議案二十六件、意見書三件、請願陳情十三件を審議して、十二月十九日に閉会しました。

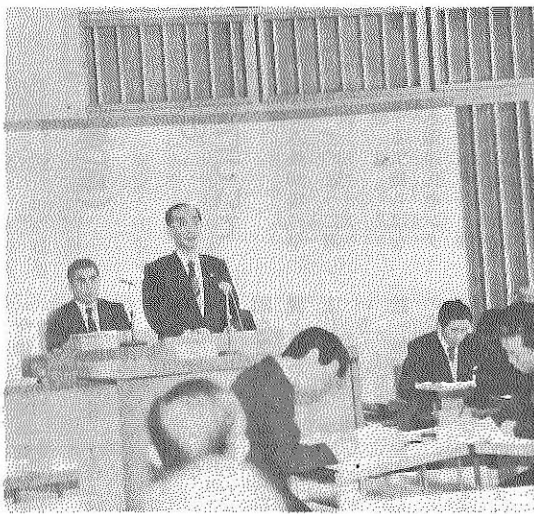
十二月十二日の本会議は、池田市長の招集のあいさつ、会期の決定などの後、提案理由の説明がありました。

十二月十四日、十五日の両日一般質問があり、川村音一、辻一敏、山岸敏夫、和田雅弘、岡田開蔵、島田香の各議員がそれぞれ質問をしました。

委員会は、十二月十六日に総務、教育民生、産業経済の各委員会、十七日に建設委員会、十八日には全員審査特別委員会がそれぞれ開かれ、付託された議案や請願陳情を審議しました。

五十五年度歳入歳出決算を審査するために、決算特別委員会が設置され、次のみなさんが選任されました。決算は閉会中も継続して審査することになりました。

委員長 四谷興一
副委員長 上山弥栄



▲招集のあいさつをする池田市長

可決された 議案など

【議案】

◎勝山市国土利用計画を定めることについて

勝山市基本構想の目標実現にあたり、二五三・三二平方キロの限られた市域の国土を、いかに有効かつ合理的に利用していくかという総合的、長期的な構想です。

これは行政上の諸計画の基本となり、また、民間の諸活動における指針となるもので、目標

年次を総合振興計画と同じ昭和六十五年におきます。

その目標年次までに農用地、森林、宅地などをどのくらいの面積規模におくのか、また、それを達成するためにはどのような措置が必要であるかを三章に分けて示してあります。

◎勝山市税条例の一部改正について

都市計画事業および土地区画整理事業の財源を調達するため、目的税である都市計画税の税率を、昭和五十七年度から現行「百分の〇・一」を「百分の〇・三」に改正します。

これは、近年、生活環境の整備充実が強く望まれており、市では区画整理事業、下水道、公園などの事業を幅広く実施していますが、今後、より一層拡充するために財源を円滑に調達できるようにするものです。

◎勝山市職員の給与に関する条例の一部改正について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、市職員の給与を改定します。

給料を五・二三％引き上げるほか、扶養、住居、通勤の各手当についても、それぞれ国に準じて所要の改定をするものです。期末、勤勉の各手当は、昭和五十五年改定に凍結します。

◎勝山市営住宅設置および管理に関する条例の一部改正について

公営住宅法施行令の改定によって、次の各項に該当する人は

八十五円」に引き上げます。

◎五十六年度一般会計補正予算(第三号)

歳入歳出それぞれ九千六百二十九万三千円を追加して、総額をそれぞれ七億七千八百六十一万二千円とするものです。

主な内容は、人事院勧告に基づく職員の給与改定と災害復旧などの所要経費です。

この財源としては、地方交付税や県補助金、市民税を充てます。

◎五十六年度都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)

歳入歳出それぞれ百二十五万九千円を減額して、総額をそれぞれ六億三千五百七十四万四千円とするものです。

これは人事院勧告に基づく給与改定があったものの、人事異動により職員が一名減ったための減額です。

◎五十六年度下水道事業特別会計補正予算(第三号)

歳入歳出それぞれ百五十七万八千円を追加して、総額をそれぞれ七億六千七百七十四万三千円とするものです。

これは人事院勧告に基づく給与改定と人事異動により職員が一名増えたためです。

◎五十六年度水道事業会計補正予算(第二号)

収益的支出を六百三十六万七千円追加して、合計を一億七千二百四十三万七千円とするものです。

人事院勧告に基づく給与改定と動力費、修繕費の追加計上です。

◎五十六年度簡易水道事業特別会計補正予算(第三号)

歳入歳出それぞれ十四万五千円を追加して、総額をそれぞれ一億六千四百五十五万五千円とするものです。

これは人事院勧告に基づく給与改定と選別地区簡易水道建設費の費目組み替えによる補正です。

◎五十六年度市有林造成事業特別会計補正予算(第一号)

歳入歳出それぞれ三十二万九千円を追加して、総額をそれぞれ三千三百二十四万六千円とするものです。

これは人事院勧告に基づく給与改定のためです。

◎五十六年度国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

事業勘定において、歳入歳出それぞれ一千八百七十八千円を追加して、総額をそれぞれ九億三千八百七十八千円とするものです。

主な内容は人事院勧告に基づく給与改定と高額療養費の追加および五十五年度療養給付費精算による国庫負担金の返還などです。

◎監査委員の選任について

議会選出の畔川利通委員の辞任にともなう後任として、藤田

直治議員(岡栄町一丁目)の選任に同意しました。

【意見書】

議員提案により、次のような意見をそれぞれの関係省庁へ提出します。

◎地方の公共交通確保に関する意見書について
(畔川利通議員ほか四名提出)

地方の公共交通について、地方の実情と意見を十分尊重して地方公共交通の確保をはかるため、総合的な施策を確立し、所要の措置を講ずるよう要望する内容です。

◎道路特定財源の確保に関する意見書について
(廣田与三三郎議員ほか五名提出)

道路財源の安定確保のため、自動車重量税などの特定財源の取り扱いを堅持し、今後とも道路整備を着実に推進されるよう強く要望するものです。

◎国民健康保険給付費の都道府県一部負担導入反対に関する意見書について
(近藤平之助議員ほか六名提出)

都道府県に国民健康保険給付費の一部負担を、絶対に導入しないよう強く要望する内容です。

明日の勝山を築く市民運動 時間を守る運動

◎集会には開会五分前出席を習慣づけましょう。

◎集会の始まる時刻と終わる時刻を守りましょう。

◎みんなの時間をたいせつにしましょう。

◎勝山時間を過ごしましょう。

十二月定例会

一般質問(要旨)

退職勧奨年齢の男女差について

川村第一議員①ごみ焼却場が坂東島区にできなかったのは、機種を選定について地元と食い違いがあったからで、市側の責任である。これについて問う。

市長①基本設計は五億六千万円であるが、八億円以上もかけ公害の出ない、りっぱな施設をということ機種を選定した。公害防止協定の問題で、地元の同意が得られず、五十六年度着工を断念した。現有施設は老朽化しているで、早急に建設しなければならぬが、坂東島の了解が得られるならば同地区で建設したいと思う。

川村第一議員②退職勧奨年齢は男女間で五歳違う。差別すべきではないので、二三年でも縮める考えはないか。

市長②法律が改正され、昭和六十一年をめぐって六十歳定年を条例化しなければならぬ。その条例については、三月ごろに国・県の指導があるので、それらと他市の状況を十分検討して考えていきたい。

川村第一議員③朝礼の復活については、以前から要望しているが、いまだに実現していない。新教育長はどう思うか。

教育長③私も賛成であるので、趣旨にそって努力する。

川村第一議員④最近の教師は厳しさに欠ける。勇気をもって子どものしつけに当たっては、いかにこのことについて問う。

ごみ焼却場の早期建設について

辻一敏議員①ごみ焼却場の早期建設について、どのように考えているか。

市有地で建設する気持ちはないか。また、下水道浄化センター敷地内で、浄化センターと併せた総合クリーンセンターの計画について、どう思うか。

市長①ごみ焼却場の建設の経過を振り返ると、いろいろ反省する点がある。

この建設については、関連の各課とプロジェクトチームを編成して、強力にすすめていくが地主の承諾、区の承諾、近隣地域へのアピール、公害防止協定など一連の条件がきちんと整った時点で、位置決定を都市計画審議会にかけていきたい。

市有地での建設については、近隣対策などいろいろと派生する問題が多いが、それらが解決するならば、市有地で建設するに越したことはない。

現在の下水道浄化センター敷地は、あれだけ必要ということと建設省の認可を得ている。

他に転用するという事になる、補助金の返還という問題もあるし、地元にはそういう前提で話をしていないので、併せた建設ということは、ちょっとむずかしいと思う。

辻一敏議員②社会教育は重要であるが、リーダーの養成だけではいけない。地域社会の中核である壮年層の活動について、もっと予算的に力を入れるべきでないか。

市長②社会教育は、住民のなかから盛り上がったものを行政側が受けて、バックアップするのが本筋で、押しつけは根が

深まっていけない。今後十分関係機関と相談していきたい。

社会教育課長②住みよいまちづくりのための自主活動を基調とした総合的な教育をすすめていかなければならないが、予算的には壮年層活動のための自主的な学習予算など、公民館活動費と合わせて二百七十四万円計上している。今後とも努力していきたい。

辻一敏議員③成人病無料検診の受診率低いが、受診日や受診時間などの関係で、受けたくても受けられないのではないか。

保健衛生課長③今年から四十歳、五十歳、六十歳に達した人を対象に、壮年期検診を実施したが、日程の調整など取り組みが遅れた。健康台帳を整備して受診率の向上に努めていく。

成人病の検診日、時間については、他の検診もあり、県との調整がなかなか困難。今後協議していきたい。

辻一敏議員④総合振興計画では、農村地域の下水道事業は農村整備事業のなかで推進するところだが、施行方法と施行年度について問う。

また、簡易浄化槽の補助についてどう考えるか。

市長④農村地域の下水道の推進など生活環境の整備については、関係方面へ働きかけていく。現在の下水道の全体計画は七十年年度完成なので、それと整合性を保ちながら、施行年度など計画をすすめていきたい。

簡易浄化槽の補助については他市の状況など調査して検討したい。

下水道課長④都市計画区域外でも、特定環境保全公共下水道ということで実施できるが、なかなか採択基準に合わないのが現状。自然流下できる地域は、現在の埋設管で浄化センターへ流入できるし、ポンプ場など設置すれば、大部分は対処できると思う。

辻一敏議員⑤各地区で、住民との対話集会、市政座談会など開く気持ちはないか。

市長⑤市民のみなさんと話し合っていくのはもちろんだが、地区というより、区長会、壮年会、婦人会などの各種団体ごとの座談会を開いていく考えである。

下水道浄化センター建設工事委託について

山岸敏夫議員①下水道浄化センター建設工事委託に関連して次の点について問う。

(1)下水道事業団と結んだ建設工事委託に関する基本協定第五条二項にいう市が指示する設計書とは何を意味するか。

(2)事業団が施行する建設工事はどのような積算に基づき設計されるか。

(3)四十六億円の委託料のなかに設計監督料は含まれているか。

(4)浄化センター敷地内のスボーツ施設や公園などの土木工事は、市が施行すべきでないか。

(5)予定概算事業費内での完成を強く望むが、市長の所信を問う。

(6)事業団が行う業務執行方法とは、どのような方法か。

(7)浄化センター建設工事に対する監査委員の職務権限は、どの範囲まで行使できるか。

市長①(1)事業団は市が指示した設計書で建設事業を行うが、その設計書は事業団がつくり、市が厳重審査をする。設計変更のときは、市と協議して適切な工事を行うようになっている。(2)基本設計は事業団へ委託したが、双方で十分調査、検討したでき上がった段階で、県、建設省の指導のもとにチェックをしている。

五十六年度の概算工事費についても、国の補助金がつくのでチェックを当然受けなければならぬ。

五十六年度の実設計委託については、当初予算で五千二百万円を計上している。これは四十六億円の委託費とは別である。

市長①(4)極力、市で発注できるものについては市で行い、公園などについてはそうしたいと考えている。

(5)数年かかる大工事なので今後の見通しは、はっきりわからないが、四十六億円で完成するよう最大限の努力をしていく。

どうしても、この範囲内でできないときは、議会にはかる。

下水道課長①(6)下水道事業団は特殊法人なので、下水道事業団法に従って事業を執行していく。市の指示する設計書により、事業団は内部規定に基づいて入札を行う。

監査委員事務局①(7)委託したことについては監査できない。

山岸敏夫議員②市で幼稚園、保育所を設置しているが、三歳児の取り扱いについて、行政上明確にして、効果ある教(保)育をはかるべきでないか。

教育委員会庶務課長②幼稚園は学校教育法により幼児教育を行う教育機関であり、保育所は児童福祉法によって保育に欠ける乳・幼児を保育する児童福祉施設である。その目的が違う。

五十七年度は、幼稚園の定員に余裕があれば、三歳児の入園も許可するが、五十八年度以降はできないように改正したいと思っている。

山岸敏夫議員③身障者の雇用については、雇用促進法で雇用率、採用計画の作成など義務づけられているが、どのようになっているか。

また、関係機関にも呼びかけ身障者雇用の拡大に努力すべきでないか。

市長③住みよい社会づくりのための細かい施策、社会の理解協力の要請、身障者の自立精神の養成、この三点について苦しい財政のなかで努力していきたい。ばならないと思う。

市の雇用率は法による率より上回っているが、今後は身障者の働く場所の確保に、市も努力していくし、民間にも働きかけしていきたい。

山岸敏夫議員④退職勧奨年齢の引き上げについて、どのように考えているか。

また、単純労働職員の給与は大野市より低い。規則の適用に原因があるのでないか。

市長④定年制については、国家公務員に準じ、昭和六十一年をめぐって現在準備期間中だが、国・県の指導、他市との状況などを検討しながら対応していく。

単純労働職員の給与については、いままでも改善に努力している。今後特別昇給財源のなかで、改善していくよう考えている。

市立図書館の建設について

和田雅弘議員①創造力豊かな精神文化の誇り高い人間都市づくりのためにも、市立図書館の建設は急務。今後の見通しについて問う。

市長①市立図書館の建設については、かねてから要望があるが総合体育館を五十九年度までに建設する予定なので、この建設年次の後に想定している。

財政の許すかぎり、早い機会に建設したいと考えている。

和田雅弘議員②広域圏事業の国・県に対する要望事項のなかで、職業訓練センターなどの社会教育施設は、ほとんど大野市に設置するようになっている。勝山市には、いまだにこれといったものがないが、これについて、市長はどう考えているか。

市長②歴史的な関係で、国・県の出先機関が大野市にあるのが実情。婦人の家建設や勤労青少年体育センターを、もう一つ建てたら道はないかと、いま、関係方面へ折衝中である。そういうことも含めて、できれば国の施設を誘致するように努力したい。

広域圏では、二市一村の共存共栄ということで、特色あるものを重点的に取り上げていくということから、結果的にこういうことになった。

しかし、これに載っていないから誘致できないということではないので、今後とも、この点については国・県へ強力に働きかけをしていく決心である。

職業訓練センターについては大野市でつくるが、できるだけ勝山市民も利用できるような場所へつくってほしいと要望している。

国道416号線の整備促進について

岡田開蔵議員①福井・勝山・小松線が、国道四一六号として昇格したが、この整備について事業費がいくらについて、どこから改修が始まるかについて問う。

市長①現在、期成同盟会がそれぞれ元の路線ごとにあり、これを発展解消して、一本化しようとして、いま、福井県・石川県の県段階で協議中。そのため、予算獲得は別々に陳情しているのが実情。

大蔵省の原案が決まると、建設省はその原案に基づいて、各箇所の予算付けをしていくが、現状では、まだ明確でない。

岡田開蔵議員②市職員の酒気帯び運転事故について、処置をどうしたか。

助役②このような事故を起こしたことに深くおわびする。全職員にも厳達し、本人については適切な処分を行った。今後、このようなことが絶対ないよう、特に厳しくしていきたい。

岡田開蔵議員③各地区ごとに簡便な排雪機械を購入した場合助成する考えはないか。

市長③五十六年度は予算措置をしていないが、十分調査検討し

て対応していきたい。

島田香議員①国の行政改革に対する取り組みについて

(1)各種行政委員会の見直しをすべきでないか。

(2)行政改革に対して、研究のために組織をつくって取り組む姿勢があるか。

(3)地方債は、当市においてはどのくらいまでが適当か。

(4)定年が延びると、役職ポスト就任が問題となってくるが、どういう対処をするか。

市長①行政改革は国だけでなく、地方公共団体でもしなければならぬと思う。

(2)各種委員会の見直しは、当然その時期にきているので、十分検討したい。

(3)行政改革に取り組む組織としては、現在設置されている「豊かなまちづくり懇話会」を充ててはどうかと考えている。

総務課長①(3)収入に対する公債費の償還の比率は、自治省の指導では二〇％以下に抑えようとなっているが、当市は八・八％である。類似都市と比べても低い。今後とも慎重に対処していく。

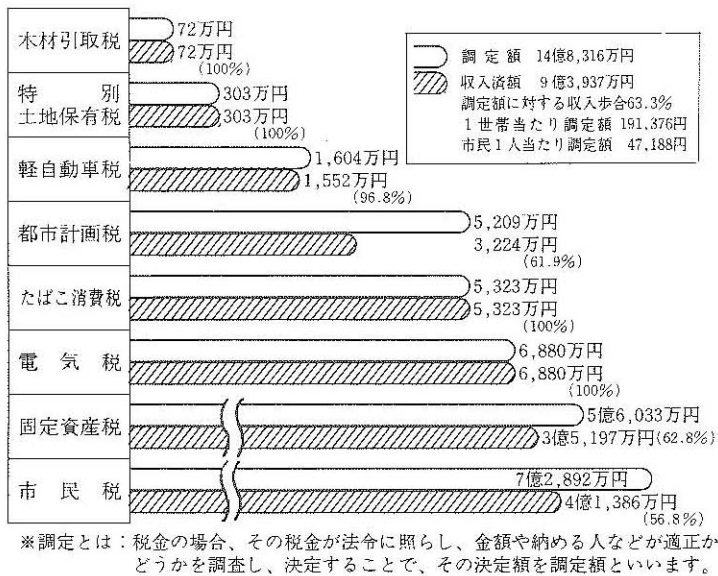
市長①(4)限られたポストであるが、これからは年功序列にとらわれず、若くても優秀であればどんどん登用していきたい。

島田香議員②五十六年度の体験から得た雪に対する新しい対応手段として、どういうことを考えたか。

市の財政状況

この財政状況は、年一回定期的に公表して市民のみなさんに市の財政事情を正しく理解していただき、「活力ある郷土の創造」にご協力を願うものです。
今回は、昭和五十六年四月一日から九月三十日までの上半期について、予算執行状況、市税の収入状況、市債の状況、市有財産の状況をお知らせします。

2表 56年度市税収入状況



1表 56年度一般会計予算執行状況

歳入			歳出		
科目	現計予算額	収入済額	科目	現計予算額	支出済額
市税	165,730	88,544	議会費	11,056	5,349
地方譲与税	7,800	2,077	総務費	82,346	34,144
自動車取得税交付金	6,800	3,109	民生費	115,180	48,214
地方交付税	174,992	116,682	衛生費	46,169	13,156
交通安全対策特別交付金	295	—	労働費	10,954	7,292
分担金及び負担金	8,571	3,211	農林業費	68,770	9,696
使用料及び手数料	12,420	5,497	商工費	27,411	18,235
国庫支出金	111,907	25,962	土木費	120,207	33,829
県支出金	59,231	6,032	消防費	18,210	8,369
財産収入	7,065	1,708	教育費	144,197	46,299
寄附金	3,089	867	災害復旧費	25,331	2,111
繰入金	37,222	—	公債費	31,503	15,282
繰越金	12,170	12,170	諸支出金	5,000	250
諸収入	39,899	1,789	予備費	347	—
市債	59,490	1,680			
歳入合計	706,681	269,328	歳出合計	706,681	242,226

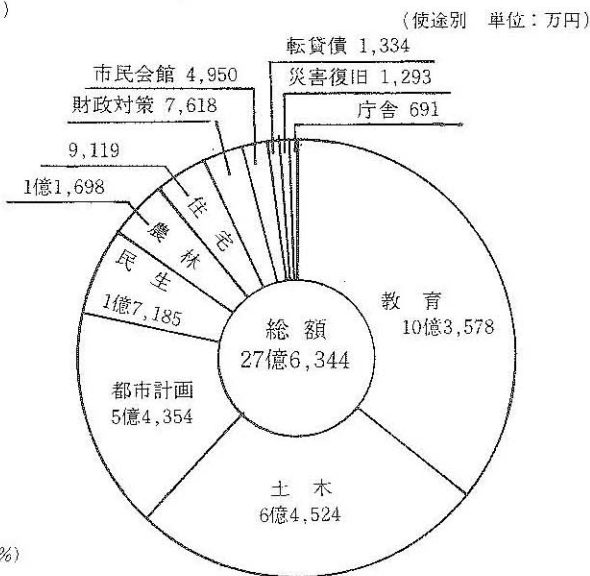
5表 特別会計市債の状況

会計別	区分	現債額	借入先
市有林造成事業		1億3,341	農林漁業金融公庫
簡易水道事業		9,961	資金運用部 簡易保険局
下水道事業		8億2,975	資金運用部 公営企業金融公庫

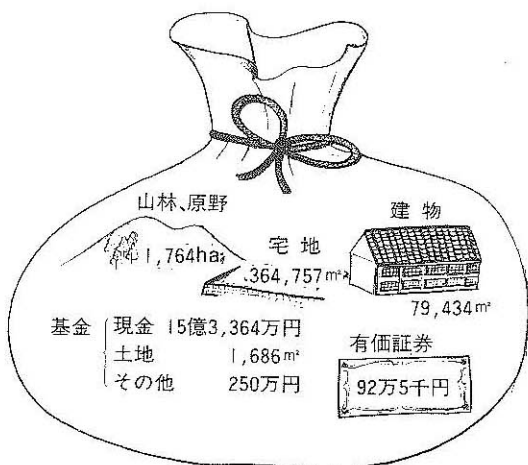
4表 56年度特別会計予算執行状況

科目	(予算額)	(収入済額)	(支出済額)
市有林造成事業	3,292	736 (22.4%)	1,516 (46.1%)
育英資金	3,410	2,449 (73.9%)	740 (21.7%)
農林共済事業	1億0,102	44,856 (48.1%)	2,223 (22.0%)
土地区画整理事業	6億6,696	2億4,271 (36.4%)	2億5,019 (37.5%)
下水道事業	8億3,687	1億9,177 (22.9%)	3億6,208 (43.3%)
国民健康保険事業	9億2,000	3億7,811 (41.1%)	3億0,106 (32.7%)
同鹿谷直診判定	1,760	526 (29.9%)	646 (36.7%)
簡易水道事業	1億1,631	2,812 (24.2%)	865 (7.4%)

3表 一般会計市債の状況



6表 市有財産の状況



経理の状況

①現金(9月末現在)			
普通預金(福井銀行)	1,111,651円		
通知預金(福井銀行)	8,000,000円		
②企業債			
借入先	当初現債高	償還金	9月末現在現債高
資金運用部	284,846,799円	2,821,694円	282,025,105円
公営企業金融公庫	229,725,000円	1,026,650円	228,698,350円
合計	514,571,799円	3,848,344円	510,723,455円
③企業債利息			
9月末現在返済高			
資金運用部	10,254,820円		
公営企業金融公庫	8,665,098円		
合計	18,919,918円		
④一時借入金			
9月末現在借入残高			
財政調整基金	48,000,000円		
⑤その他の事項(9月末現在)			
給水戸数	5087戸	配水量	1,490,993m³
有収水量	1,079,642m³		
収益的収入および支出			
収入金額	101,507,419円	(うち給水収益87,183,790円)	
支出金額	78,495,278円		

事業の概況

市民生活の向上にとりまなう生活用水を確保するため、五十四年度から六十三年度にかけて、第四次拡張変更事業を実施していますが、これは水道単独事業と農村総合整備事業とで、新たに水源を求めると同時に、給水区域の拡大をはかるものです。

五十六年度の拡張事業としては、起債申請額五千万円で、猪野口地係配水管敷設工事、片瀬土地区画整理事業区域内配水管敷設工事、浄土寺出村地係配水管敷設工事、雁が原減菌機室新築工事などであるが、上半期においては、一部を除いて工事設計書の作成と工事の発注をしました。

改良および仮設工事は、そのほとんどが下水道関連工事であり、上半期には、改良工事三十九カ所、仮設工事十九カ所発注しました。

五十六年五月の検分分から水道料金の引き上げを、九月一日以後の工事申込者から加入金の引き上げを、それぞれ実施しました。

水道事業業務状況

(昭和五十六年四月一日～九月三十日)

※二ページより続く
全体の水路計画をたて、年次の実施していくべきだが、どう考えているか。

市長「③市街地の拡大にともなう水量が少なくなったが、大用水の改修事業を農林水産省で取り上げてもらうよう陳情中。建設課長「③限られた財源で、緊急度を考えながらやっているのが現状。できるだけ国の財源を使って整備をすすめていくが関係課と協議しながら、長期的な展望にたつた水路計画をたてていきたい。

島田香議員「④市道路線の認定については、地元の陳情が多いが、三年以内の改修を前提として認定しているのか。また、認定した市道の登記はどのようになっているか。建設課長「④市道認定は、陳情があつたからというのではなく、常時積極的に調査し、地元の人と協議しながら認定している。財政的な問題で、絶対に三、五年以内にということは、約束できかねるが、できるだけ早く改修できるよう努力したい。

登記の問題については、合併時から四十七、四十八年ごろまでのものは、土地所有者の相続問題などがからみ一挙にはできないが、最近のものは順調にすすんでいる。

勝山の歴史と文化・その7
手取層群と勝山の化石展

期間 57年3月31日まで
場所 教育福祉会館郷土資料室
主催 勝山市教育委員会・勝山市文化財保護委員会

勝山市職員の給与などについて次のとおり公表します

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(注) 1. 職員手当には退職手当を含まない。
2. 給与費は12月補正後の予算に計上された額であり、給与改善分として5.23%分を含む。

(注) この表における一般行政職とは技能労務職員、教育、消防その他特殊な職務を除いたものである。

(注) 1. 経年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。
2. 経年区分が10年、15年、20年の階層に該当する者がいない場合、または少ないときは、それぞれの欄に表示のごとく近似のもの、または近似の階層の区分の平均により算出した。

(注) 1. 勝山市職員の給与条例に基づく行政職給料表(1)の等級区分による全職員数である。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職名である。

(冬將軍)

とここで、この「冬將軍」とはどんな將軍かご存じでしょうか。これは、一八一二年ナポレオン一世が、モスクワに遠征したとき、ロシアの寒さと雪にはばまれて敗退を余儀なくされたとき、

いう話からきたもので、連戦連勝を誇っていたナポレオンを拒んだのが冬將軍というわけですね。その正体はシベリア寒気団と呼ばれる世界最大の高気圧です。ところで、冬になるとテレビやラジオで「寒波」ということばをよく耳にします。日本海北部や北海道方面に低気圧が発達

するとき、大陸から冷たいシベリア寒氣団が波のようにやってくる現象を寒波といっています。寒波に襲われると、わずか一日ぐらいで気温が摂氏五度から十度も急降下することがあり、

それにしても、今シーズンも

“冬將軍”に負けないように体を鍛えらるとともに、一方では省エネにも心したいものですね。

バスケットで
体力づくりを
しましょう

このほど、市内に「男子バスケットクラブ」、「女子バスケットクラブ」が誕生し、部員を募集しています。

◎勝山市教育委員会体育課

◎勝山市農協本所内

藤田 一子さん
(☎八―二三三三)

必ず守ろう
——
かつちやまのルール

油断大敵“雪”用心

この冬は昨年の五六豪雪とは違つて、いまのところあまり雪が降らず除雪車の出勤回数も少ないのですが、雪はいつ降るかも知れません。

市民のみなさんも油断せずに
次の点を守って、雪に対処して
ください。

★除雪作業の能率と事故防止の
点から、路上駐車あるいは物
件の放置は絶対にしないでく
ださい。

★道路上におろした屋根雪は、必ず自分で始末をしてください。

★消火栓、防火水槽付近の除雪はその地区で行ってください
★生ごみは、除雪作業のじやまにならないように出してください。
★除雪作業中の機械には近寄ら

ないでください。

★流雪作業は、各水路の責任者

の指示に従うとともに、作業中は必ず川ぶたが開いている旨を明示して、事故防止に努めてください。

★冬期間は、除雪作業および道路交通をスムーズにするために、マイカー通勤はやめて公

☆除雪作業については、必ず
区長・町内会長を通じて
市道については、
市役所（☎八一一一）へ
国・県道については、
勝山土木事務所（☎八一一六
〇〇）へおたずねください。

ケツトクラブ”、“女子バスケットクラブ”が誕生し、部員を募集しています。

初心者も大歓迎です。ふるってご参加ください。

申込先

◎勝山市教育委員会体育課

◎勝山市農協本所内

藤田 一子さん
(☎ 八―二三三三)

無火災祈願式 ことしこそ 火事のないまちに

昭和五十七年の無火災祈願式が一月六日、神明神社で行われました。池田消防長（市長）や今井市議会議員、および河合団長以下消防団幹部、消防署員ら約五十人が参列し、おそそかに無



▲神明神社で無火災を祈願する消防団のみなさん

火災を祈願しました。このあと、火災予防のアピールも兼ねた消防車のパレードを行いました。勝山市では、昨年、五六豪雪の影響を受けて火災発生が多

公・私立保育所の入所について

入所申請は二月二十七日まで

市福祉事務所では、次のとおり昭和五十七年度の保育所入所希望児童の受け付けをしています。

定員になり次第、締め切りしますので、早めに申し込んでください。

〈対象児〉

日々、家庭において保育に欠ける児童（軽度の障害児、乳児も相談に応じます）。

〈対象年齢〉

三カ月以上六歳未満の児童。

〈対象保育所〉

公立

中央保育所（百五十人）

南保育所（百二十人）
北保育所（百二十人）
平泉寺保育所（四十五人）

私立
ケイ・エー保育園（九十人）
松文保育園（九十人）
しろき保育園（百二十人）
やまき保育園（六十人）
上野保育園（九十人）

〈提出書類〉

□入所申請書（市福祉事務所と各保育所にあります）

□住民票謄本（児童と同居する世帯全員のもの）

□源泉徴収票（児童と同居している父母、祖父母が給与所得者である場合、その人

の）
①申請書の記入は正確に。
②入所は三月中旬に面接、実態調査を行い決定します。
（具体的な日程などは、追って保護者へ通知します）
③不明な点は、市福祉事務所児童係（☎八一一一）内線三八四番）か、各保育所にお問い合わせください。

一人ぼっちの子どもたちに 温かい心と家庭を

里親を求めています

里親制度をご存じですか。子どもは両親のもとで育てられるのが、いちばんの幸せであることはいうまでもありません。しかし、不幸にも両親が亡くなったたり、行方不明、離婚などで一人ぼっちになった子どもも多くいらっしゃいます。こうした子どもを引き取って健全に育ててもらうのが里親制度です。

県では、里親になっていただける人を求めています。里親になつていただける人がある子どもでも、なかなかないへんな、しかし苦勞の多いのが、行方不明、離婚などで一人ぼっちになった子どもも多くいらっしゃいます。こうした子どもを引き取って健全に育ててもらうのが里親制度です。

ご存じですか
書き損じたハガキは
新しいのと交換できます

年賀状など官製はがきの書き損じたのを破いてしまつたりしたことはありませんか。また、あいさつ状として印刷した官製はがきが、多くつくりすぎたために残つてしまつて、机の中などに眠っているものはありませんか。官製はがきの場合、書き損じたものや多く印刷すぎたもの、郵便局に持つていくと新しいはがきと取り換えてくれます。交換手数料は次のとおりです。

通常はがき 一枚五円
往復はがき 一枚十円
このほか「ミニ・レター」という愛称で呼ばれる郵便書簡も交換の対象になり、手数料は一枚につき十円です。ただし、郵便切手に相当する部分（料額印面といふ）を汚したり、傷つたりしたものは交換できません。

雪おろし費用と税金

五万円または所得金額の10%のいずれか低い金額を超える支払いがあったとき申告を

「五六豪雪」の場合のように家屋（生活に通常必要でない家屋および事業用の家屋を除く）の倒壊を防止するための屋根の雪おろし費用や家屋の外周の雪の取り除き費用、また、これらに直接関連して必要となる雪捨て費用の支出（これらを「災害関連支出」といいます）の金額が一定額を超えるときは、その超える部分の金額を「確定

雪おろし費用の範囲

申告」や市民税の申告の際、雑損控除として所得から控除することによって税金が軽減されます。なお、一定額とは次の①と②の、いずれか低い金額をいいます。

①五万円
②所得金額の10%相当額

これを算式で示せば次のとおりです。

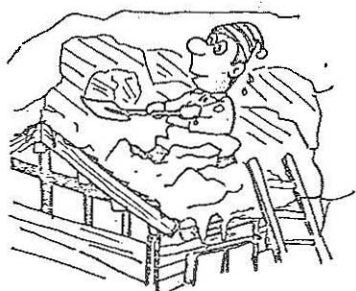
雑損控除は、雪おろし費用のほか、住宅に直接被害（破損・倒壊など）を受けたときも含まれます。

この場合の雑損控除額は、所得金額の10%を超える金額となります。

「屋根の雪おろし費用」や「雪捨て費用」のうち

①人夫賃
②除雪機械などの借上げ料
などで、実際に支払ったものが対象となりますが、家族に対して支払ったものは除かれます。

雑損控除の手続き
確定申告書、市民税申告書の雑損控除の欄に、雑損控除に関する事項を記載し、「損害額の明細書」の添付および「領収書」の添付または提示が必要です。なお、領収書がどうしても取れない場合には、領収書に代えて支払年月日、支払先および支払金額が記載してある「家計簿」など、支払いの事実を証明できる書類を提示していただいても構いません。



雑損控除額の算出方法

災害関連支出の金額

－ 次のいずれか低い金額 －

雑損控除額

①五万円

②所得金額×1/10

（注）この算式で求められた金額が、そのままだとつてくることにはなりませんので、ご注意ください。
（計算例をご覧ください）

計算例

〔設例〕

年収350万円（給与所得控除後の所得金額235万円）で、夫婦と子ども2人のサラリーマンが雪下ろし費用などに6万円を支出した場合……1,200円が還付されます。

④ 所得控除額（配偶者控除、扶養控除など、各種控除の合計額）を135万円として計算した。

計算説明

- ①一定額の計算
 $2,350,000 \times \frac{1}{10} = 235,000 \text{円} > 50,000 \text{円}$
（給与所得額）（5万円の方が低い）
- ②雑損控除額
 $60,000 \text{円} - 50,000 \text{円} = 10,000 \text{円}$
（支出額）（雑損控除額）
- ③所得税額の計算
- | | 通常の場合 | 設例の場合 |
|------------|------------|------------|
| 給与所得額 | 2,350,000円 | 2,350,000円 |
| 雑損控除 | — | 10,000 |
| 一般の所得控除 | 1,350,000 | 1,350,000 |
| 差引課税所得（税率） | 1,000,000 | 990,000 |
| | 108,000 | 106,800 |
- ④申告による還付額
 $108,000 \text{円} - 106,800 \text{円} = 1,200 \text{円}$
（還付額）

還付額について、預金口座への振り込みを希望されるときは、確定申告書に「銀行名・預金の種類・口座番号」を記載してください。



ひとり暮らしの 老人に 除雪費助成

市では、ひとり暮らしの老人の
家の除雪費の一部を助成しま
す。
除雪費の助成を受けようとする
人は、次の要領により福祉事
務所へ申請してください。

【対象者】

勝山市に住む六十五歳以上の
ひとり暮らしの人で、次に該当
する人。

(1)本人または家族などによる除
雪あるいは除雪費の援助を得
ることが困難な人。
(2)市長が特別の事情があるため
除雪費の助成を行うことが適
当と認める人。

但し、生活保護法による被
保護者は、別に支給されるの
で申請できません。

【申請の方法】

申請するときは、次の証明書
などを、申請書に添付してくだ
さい。

- (1)除雪費支払証明書(領収書)
- (2)民生委員さんか区長さんの対
象者だという証明書
- (3)その他市長が必要と認める証
明書

【助成する額】

助成額は積雪の状況、地域の
事情などを勘案して決めます。

くわしいことは、市福祉事務
所民生係(☎八一一一)内線
三八五、三八六番へお問い合
わせください。

各種相談

◇心配ごと相談
日時 一月二十七日(木)
二月十日(木)
午前十時～正 午

◇法律相談
(心配ごと相談と併設)
日時 二月三日(水)
午前十時～午後三時

◇結婚相談
日時 二月五日(金)
二月十九日(金)
午前十時～午後三時

◇消費生活相談
日時 二月五日(金)
午前十時～正 午

◇人権擁護相談
◇行政相談

◇交通事故相談
日時 二月十日(木)
午前十時～午後三時

◇巡回行政相談
日時 二月十八日(木)
午後一時～三 時

◇社会保険相談
日時 二月十七日(水)
午前十時～午後三時

◇山商工会議所

ご注意ください 消火器などの訪問販売

最近、消防法で設置が義務づ
けられているとして、消火器
やガス警報器を押し売りするな
ど、さまざまな巧妙な手口の
訪問販売が増えています。

このことについて、よく市民
のみなさんから問い合わせがあ
りますが、消防署では、そのよ
うな販売やあっせんは、いっさ
いしていません。

国民年金の給付には、次のよ
うに七種類の年金と死亡一時金
があります。

- ①老齢年金
- ②通算老齢年金
- ③障害年金
- ④母子年金
- ⑤準母子年金
- ⑥遺児年金
- ⑦寡婦年金
- ⑧死亡一時金

国民年金の知識 ③

年金の受け方

年金の支払いは、通算老齢年
金(確定)としてもらう必要が
あります。
この裁定請求の手続きは「裁
定請求書」を提出することにな
ります。



年金の支払いは、通算老齢年
金(確定)としてもらう必要が
あります。
この裁定請求の手続きは「裁
定請求書」を提出することにな
ります。

税務だより

☆償却資産の申告を お忘れなく!!

提出期限は二月一日(月)です。
まだの人はお早くだうぞ。

☆軽自動車などの 異動の届け出は確実に!!

最近、バイクを購入される人
が非常に多くなっていますが、
廃車や転売される場合は、必ず
市役所へ届け出てください。

届出をしないと、軽自動車
税の納付について、いろいろと
トラブルが起きます。ご注意ください。

軽自動車税の賦課期日は、四
月一日現在となっていますので
それまでに、確実に届け出てく
ださい。

くわしいことは、市税務課
定資産課係(☎八一一一)内
線二七五、二七六番までお問
い合わせください。

今月の納税

市県民税 第四期分

国民健康保険税 第四期分

二月一日(月)までに忘れずに納めてください。



12月市消費生活モニター生活関連物資小売価格調査結果表

調査品目	規格	市平均	県平均	前年同月平均
砂糖	上白糖(1kg)	304	289	300
ブレatham	JAS標準品 100g	159	188	203
小麦粉	薄力(1kg)	209	—	190
みそ	中級品(1kg)	356	—	341
天ぷら油	ピン入(1.8ℓ)	593	—	576
サラダ油	ピン入(1.8ℓ)	626	593	609
キッチン用油	濃口ピン入(2ℓ)	536	—	543
しょう油	ピン入(1.8ℓ)	478	—	493
バター	カルトン入(255g)	344	351	355
マヨネーズ	300g	209	—	211
鶏卵	Mサイズ(10コ入)	294	291	265
牛肉	もも肉(100g)	318	344	361
豚肉	もも肉(100g)	172	187	173
洗濯用洗剤	合成洗剤(2,650g)	926	908	882
インスタントコーヒー	ピン入(150g)	1,041	995	1,105
ラップ	塩化ビニリデン(30m×20m)	218	219	215
ティッシュペーパー	400枚(240mm×200mm)	134	152	154
トイレットペーパー	4コ組(55m)	168	176	185
ブリーフ	綿100% Mサイズ	499	464	416
灯油	店頭渡し 18ℓ	1,705	1,691	1,472
	配達 18ℓ	1,755	1,695	1,479
プロパンガス	5㎡	2,558	2,514	2,656

麻しん(はしか)の予防接種を

麻しん(はしか)予防接種実施医療機関名(50音順)

医療機関名	住 所	電 話
荒井 医院	勝山市栄町1丁目1-1	8-0256
石川 医院	北郷町東野22-18	9-1008
勝山 病院	郡町1丁目1-52	8-0350
角 医院	本町3丁目1-1	8-0146
河北 医院	昭和町1丁目6-4	8-1234
竹下 医院	元町2丁目7-20	8-0405
武藤 医院	本町4丁目4-1	8-0266
辰巳 医院	昭和町1丁目1-19	8-0427
坪川 医院	北郷町東野59-5	9-1035
坪坂 医院	沢町2丁目4-27	8-0868
西野 医院	旭町1丁目3-37	7-1661
平泉 医院	栄町1丁目4-32	8-0024
深谷 病院	元町1丁目9-45	8-0011
芳野 医院	芳野町2丁目4-10	8-2005

保健ガイド

今月の献血

今年も麻しん(はしか)の予
防接種を次のとおり実施しま
すので、希望者は最寄りの医療機
関で受けてください。
この注射は、前日の午前十一
時までに予約をしないと受けら
れませんのでご注意ください。
くわしいことは、市民課年金
係(☎八一一一)内線二九四
番までおたずねください。
線二七五、二七六番までお問
い合わせください。

昭和五十六年度の給与支払報
告書の提出期限は、二月一日(月)
です。まだ提出されていない人
は至急提出してください。
問い合わせは、市税務課市民
税係(☎八一一一)内線二七
三、二七四番まで。

たばこは
市内で